















次回全国消費実態調査と他の大規模調査等の想定スケジュール

	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
全国消費実態調査	 試験調査	 調査単一位区設定	 本調査(予定)	
住宅・土地統計調査	 平成30年 住宅・土地統計調査			
漁業センサス	 平成30年漁業センサス			
国勢調査		 平成32年国調3次試験調査 <small>(県庁所在市、政令指定都市、特別区 1区の計52市区)</small>	 平成32年国調 調査区設定	 平成32年国調本調査
経済センサス (基礎調査・活動調査)		 経済センサス基礎調査 ローリング調査開始	 ※経済センサス活動調査年度は ローリング調査を実施しない	 平成33年 経済センサス活動調査
農林業センサス		 平成31年農林業センサス		
社会生活基本調査				 平成33年 社会生活基本調査
(参考) 国民生活基礎調査 (大規模調査) <small>※県・市区町村の統計主管課経由 ではない</small>				
その他の スケジュール		● 4月 統一地方選挙 ● 7月 参議院通常選挙 ● 10月 消費税増税・軽減税率導入		

※平成29年8月時点の情報を元に作成
 ※主な周期調査、都道府県・市区町村の統計主管課を経由する調査を掲載

「調査の実施時期」に対する主な意見

- 当初から予定されている時期であり問題は無い。ただし、特に現場で実務を行う市町村においては早い時期からの準備が必要であるため、十分な準備期間を確保していただきたい。(地方公共団体)
- 平成31年は、経済センサス基礎調査、全国消費実態調査、国勢調査調査区設定、農林業センサスと大規模調査が輻輳する年となる。全国消費実態調査において、これ以上の調査規模の拡大は、他の調査にも影響を及ぼしかねないため、極力さけていただきたい。(地方公共団体)
- 平成31年10月には消費税率の引き上げが予定されており、その前後では駆け込み需要とその反動が予想される。このため、当該時期に調査を行うことは、ノイズを含む形での消費額や貯蓄額を調査することになりかねず、消費構造を適切に把握するという同調査の目的とは相いれないと考える。したがって、調査時期の大幅な前倒しまたは後ろ倒しを含め、調査時期について十分に検討されたい。(内閣府)
- 調査時期が、消費税率引き上げ時と同じ時期に予定されているが、消費支出に駆け込み・反動が予想されることを考えると、消費支出の構造統計の調査時期としては、適切とはいえないのではないか。調査時期を前倒しし(例えば4～6月など)、税率引き上げによる消費の影響をできるだけ含まない時期の設定を検討してはどうか。(日本銀行)

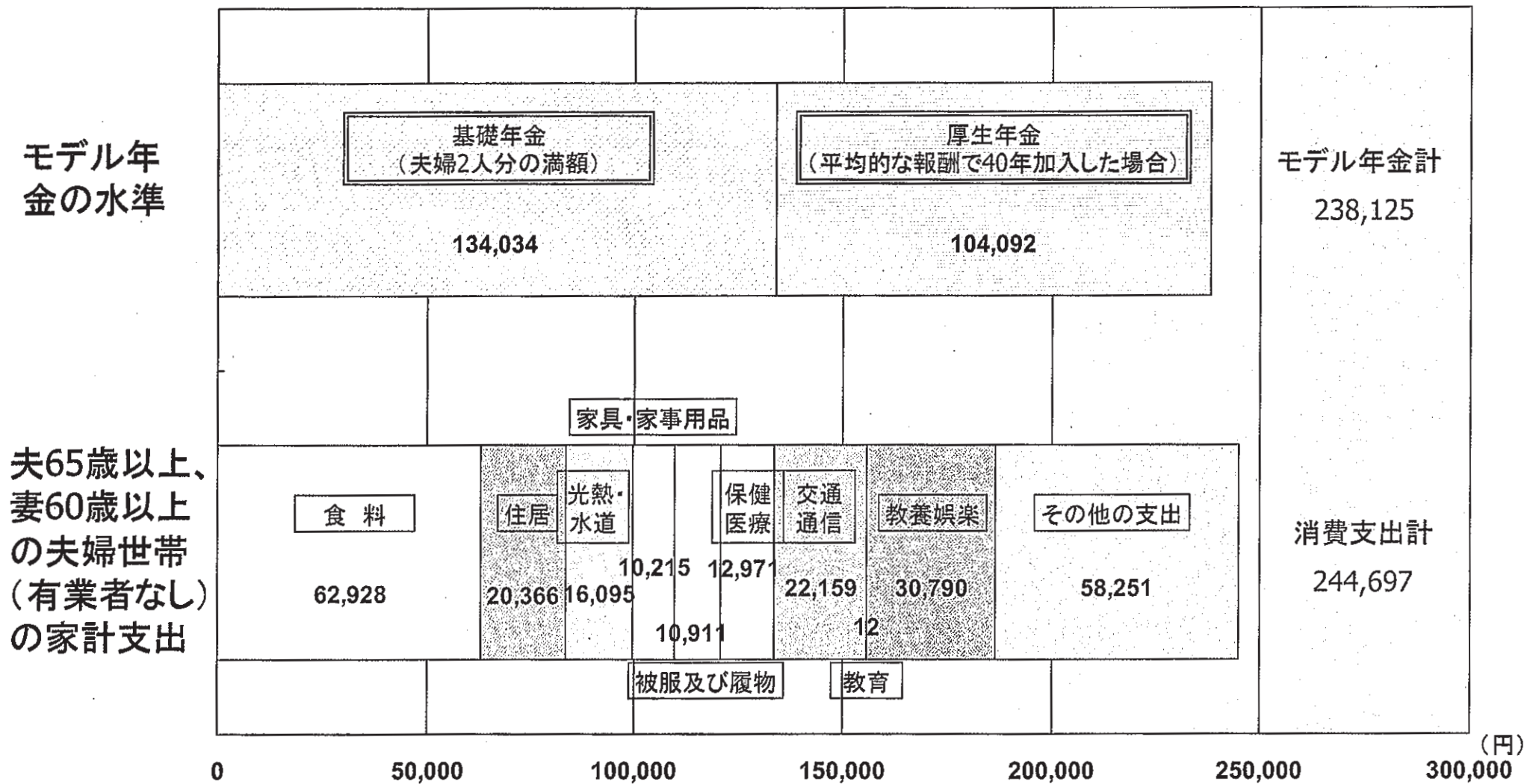
全国消費実態調査実施年の統計調査の統廃合等

	平成16年	平成21年	平成26年	平成31年
全国消費実態調査	●	●	●	● 予定
事業所・企業統計調査	●	廃止		
サービス業基本調査	●	廃止		
商業統計(簡易調査)	●	廃止		
経済センサス-基礎調査		●	●	▲ ローリング調査へ

} 統合
↓

1-2 高齢者世帯の生計費と年金の給付水準(Ⅰ)

- 厚生年金のモデル年金の水準を高齢者夫婦世帯(有業者なし)の家計と比較すると、基礎年金・厚生年金合わせて消費支出のほとんどがカバーされている。
- また、夫婦の基礎年金の水準を高齢者夫婦世帯(有業者なし)の家計と比較すると、衣食住をはじめとする老後生活の基礎的な部分がカバーされている。



(資料)平成11年全国消費実態調査報告(総務省統計局)

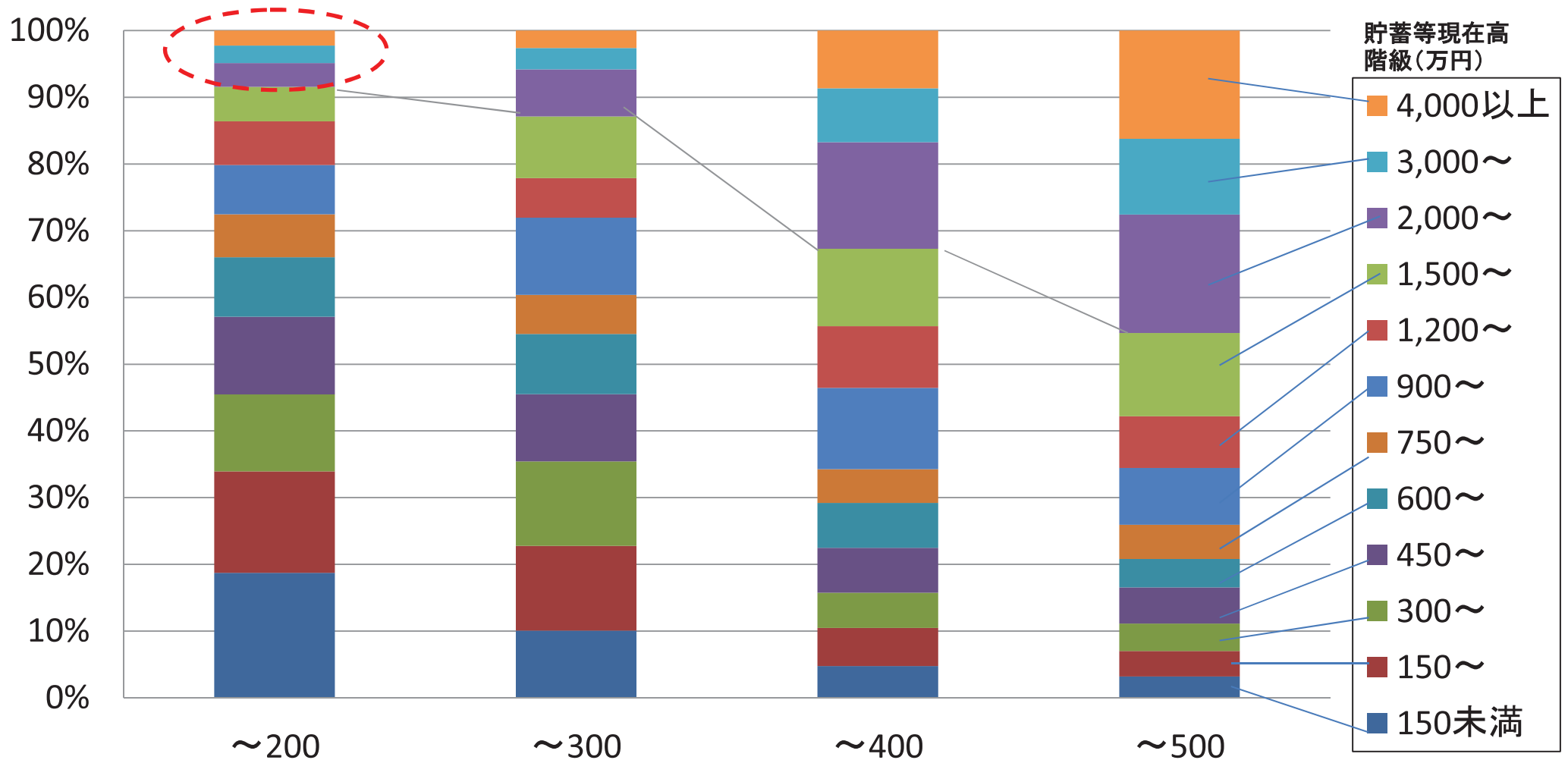
181

(参考) 高齢者世帯の貯蓄等の状況

第49回社会保障審議会介護保険部会
平成25年9月25日

(1) 夫婦高齢者世帯の収入階級別の貯蓄等保有状況

○ 収入200万円未満の世帯で貯蓄等が2000万円以上の世帯の占める割合は約8%。



(注)「夫婦高齢者世帯」とは65歳以上の夫婦のみの世帯を指す

[出典]平成21年全国消費実態調査

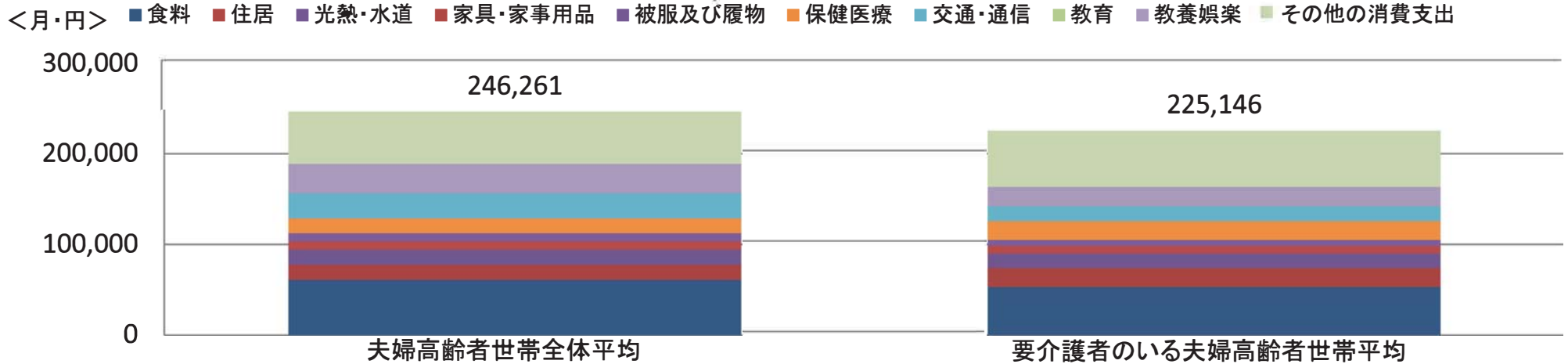
(収入階級:万円)

(1) 関係データ ① 要介護高齢者のいる世帯の消費支出

第52回社会保障審議会介護保険部会
平成25年11月14日

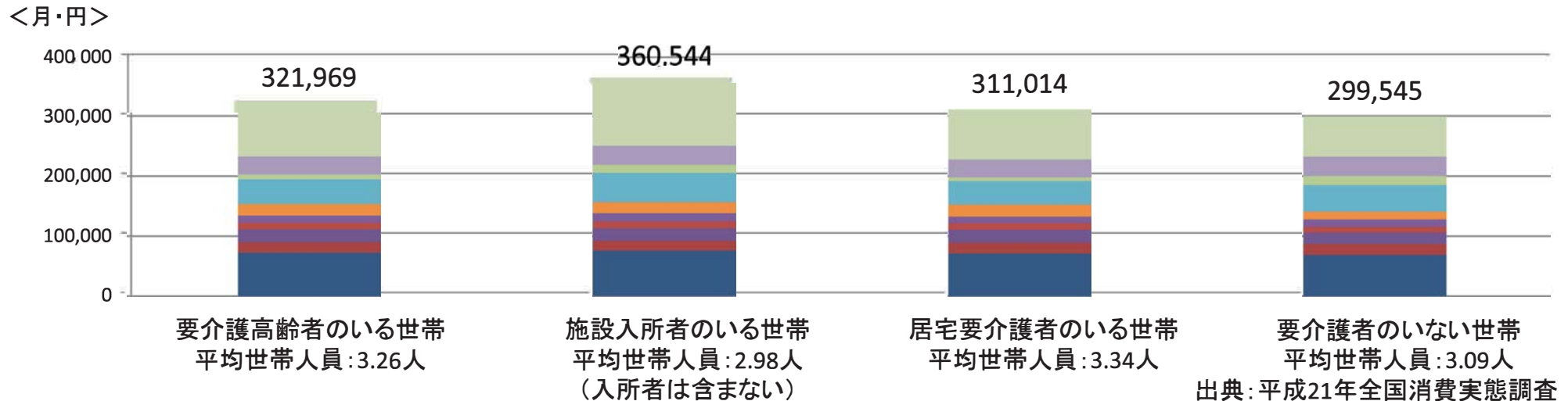
(夫婦高齢者世帯全体と要介護高齢者のいる夫婦高齢者世帯の消費支出の比較)

○ 第49回介護保険部会において、要介護者のいる家庭とそれ以外の家庭の消費支出についてご指摘があったが、要介護者のいる夫婦高齢者世帯の消費支出は、夫婦高齢者世帯全体の消費支出と比較して低い。



(二人以上世帯全体と要介護高齢者のいる二人以上世帯の消費支出の比較)

○ 要介護者のいる二人以上世帯の消費支出は、要介護者のいない二人以上世帯の消費支出と比較して高いが、世帯人員が多いことに留意。



<補足> 需要側推計値補助系列の推計方法の詳細

世帯を二人以上の世帯、単身世帯に区分し、各世帯について、以下のような算式により、品目別消費支出を推計し、並行推計対象の88目的分類ごとにそれらを合計する。

なお、『家計統計』の以下の品目については、並行推計項目に該当しないので、用いていない。

「日本そば・うどん」、「中華そば」、「他のめん類外食」、「すし(外食)」、「和食」、「中華食」、「洋食」、「ハンバーガー」、「他の主食的外食」、「喫茶代」、「飲酒代」、「宿泊料」、「学校給食」、「家賃地代」、「設備器具」・「庭・植木の手入れ代」を除く「設備修繕・維持」、「保健医療サービス」、「自動車等購入」、「自動車保険料」、「自動車保険料以外の輸送機器保険料」、「授業料等」、「信仰・祭祀費」、「非貯蓄型保険料」、「介護サービス」、「住宅関係負担費」

また、国民経済計算(以下「SNA」という。)上の消費支出とみなされないため、以下の移転的な支出品目についても用いていない。

「諸会費」、「寄付金」、「贈与金」、「他の負担費」、「仕送り金」

二人以上の世帯消費支出推計値

＝『家計統計』又は『家計消費状況調査』の二人以上の世帯(全国)一世帯当たり品目別消費支出
×全国消費実態統計(二人以上の世帯)修正率
×人員調整係数
×二人以上の世帯数

単身世帯消費支出推計値

＝『家計統計』又は『家計消費状況調査』の二人以上の世帯(全国)一世帯当たり品目別消費支出
×全国消費実態統計(単身世帯)修正率
×人員調整係数
×単身世帯数

1. 二人以上の世帯

●一世帯当たり品目別消費支出：

『家計統計』又は『家計消費状況調査』の二人以上の世帯(全国)一世帯当たり品目別消費支出を用いる。「こづかい」、「つきあい費」は、『全国消費実態統計』の「個人的な収支結果表」におけるウェイトにより該当すると考えられる各品目に配分する。なお、需要側補助系列の推計に利用する『家計統計』の各項目は、同統計の世帯主の年齢階級別世帯分布を補正した消費支出額(10大費目別、二人以上世帯。参考試算値)の系列を用いて水準補正を行う(平成25年以降)。

2) 推計項目（名目原数値の推計方法）

本項では、消費総合指数の名目原数値の推計過程を解説する。具体的には、①需要側推計項目、②供給側推計項目、③共通推計項目の順に推計方法を概説した後、それぞれを統合する方法を解説する。

① 需要側推計項目

総務省「家計調査」、「家計消費状況調査」及び「人口推計」等から、QEの88目的分類を参考に組み替えた33品目の分類ごとに補助系列（世帯合計消費額（品目別））を作成し、直近のSNAの確報値（以下「確報値」という。）に補助系列の伸び率を乗ずることにより推計を行う（参考資料1：需要側推計における33品目）。なお、両統計調査の調査品目のうち、SNAの概念上は個人消費に該当しない「贈与金」や「仕送り金」等の移転支出のほか、家計が一般政府や対家計民間非営利団体から対価を支払って購入するサービスである「商品・非商品販売」（例えば、「国立大学授業料」など。）に該当する品目は除いて推計を行っている。

具体的な推計方法としては、以下の算式により品目別の月次値を推計している。なお、補助系列の推計は、二人以上の世帯及び単身世帯に区分して行っており、世帯合計消費額を品目別に推計した上、33の品目ごとにこれらを合計することで推計している。

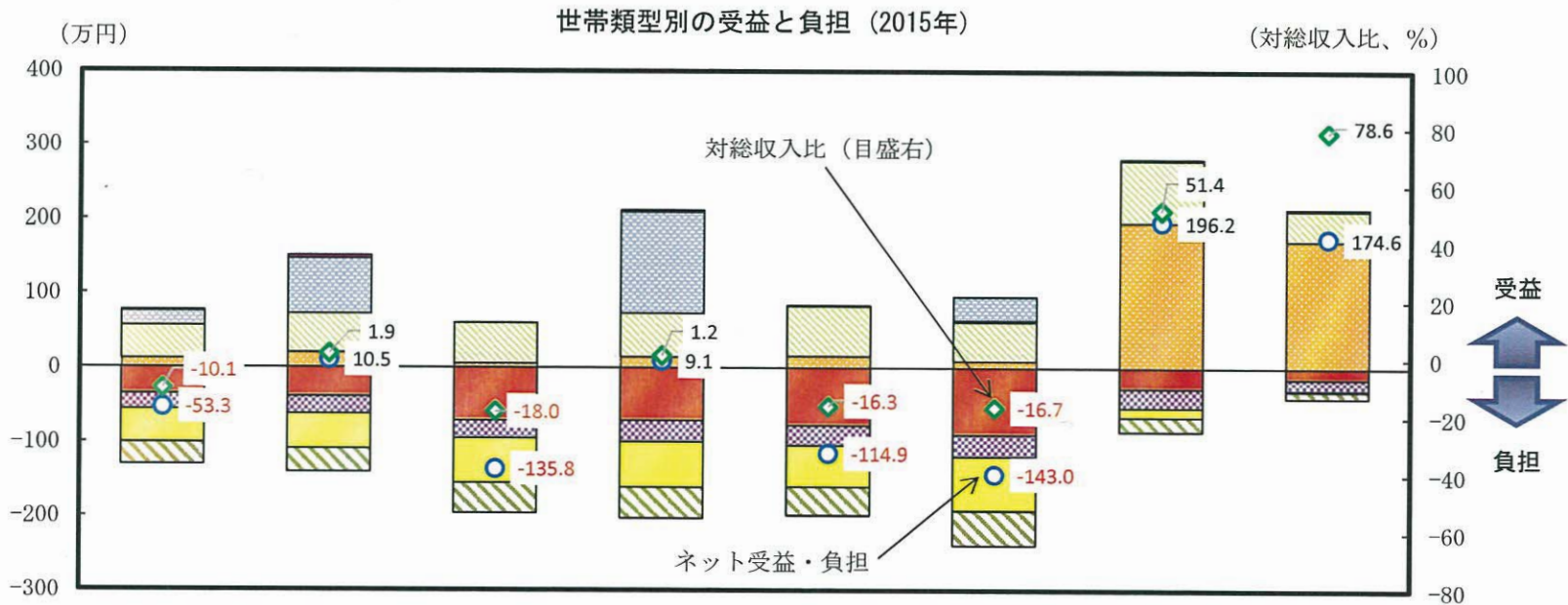
$$t \text{ 年 } m \text{ 月の月次値} = \text{直近の確報値 (T年確報暦年値)} \\ \times \left(\frac{\text{補助系列の } t \text{ 年 } m \text{ 月の月次値}}{\text{補助系列の T 年の暦年値}} \right)$$

<世帯合計消費額（品目別）の算出式>

- ▶ 世帯合計消費額（品目別） =
 - a) 「家計調査」又は「家計消費状況調査」の世帯（全国）一世帯当たり品目別消費支出
 - × b) **全国消費実態調査修正率**
 - × c) 世帯数

1. 様々な世帯類型別にみた受益・負担構造

○年金給付のある高齢者や、教育サービスを受ける子どものいる世帯では、受益が大きい傾向。



世帯主の性別・年齢	30代・男性	30代・男性	40代・男性	40代・男性	50代・男性	50代・男性	60代・男性	70代・女性
配偶者の有無	有	有	有 (共働き)	有 (共働き)	有	有	有	無
子供の数	1人	2人	無	2人	無	1人	無	無
総収入 平均値	(527万円)	(552万円)	(756万円)	(778万円)	(706万円)	(856万円)	(382万円)	(222万円)

■年金等	□医療サービス	□介護サービス
■教育サービス	■保育サービス	■所得税・住民税
■消費税	■年金保険料	■健保保険料

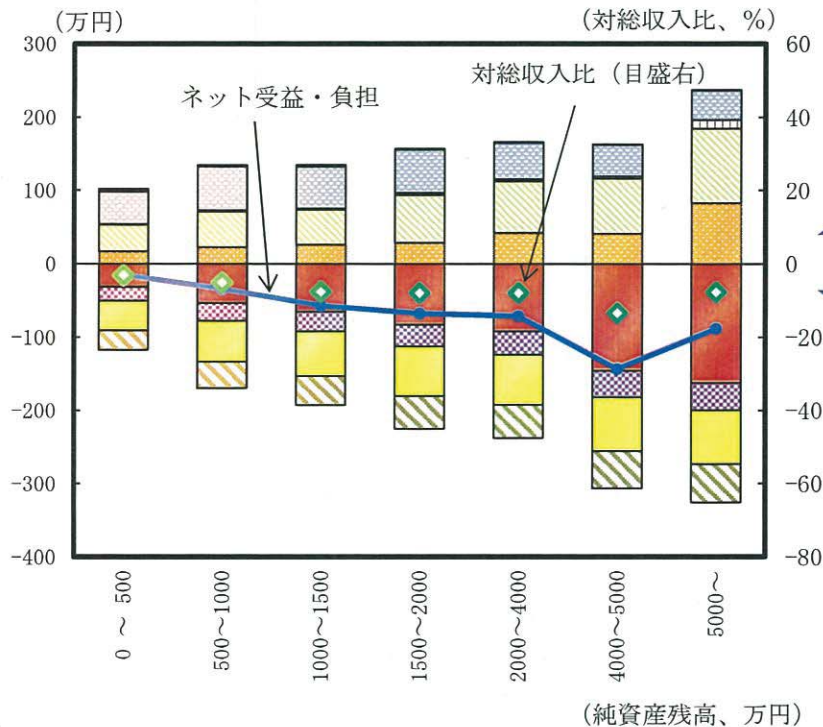
(備考) 総収入は、給与収入のほか、年金収入、事業収入、不動産収入等を含む。年金等は、公的年金のほか、児童手当や生活保護を含む。

186

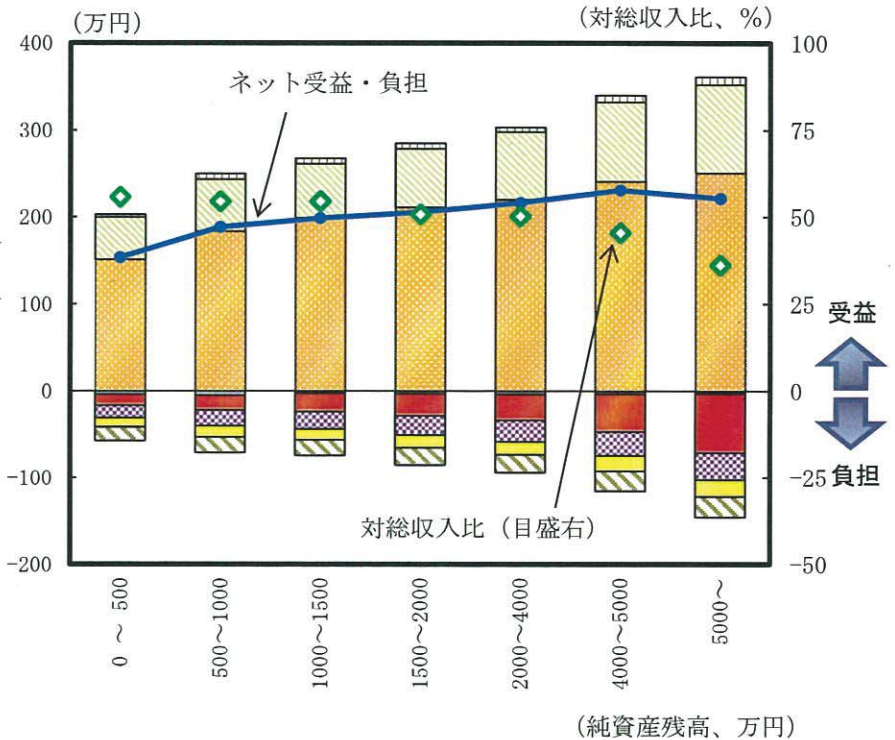
1.1. 金融資産保有状況と受益・負担構造

○金融資産保有残高別にみると、現役世代ではネット負担超。他方、高齢者ではネット受益超で、資産残高が高い方が年金等の受益が大きく受益超が大きい傾向。

金融資産残高別の受益と負担 (20~59歳、2015年)



金融資産残高別の受益と負担 (60歳～、2015年)



総収入
平均値 (478万円)(670万円)(751万円)(852万円)(897万円)(1,066万円)(1,144万円)

(275万円)(345万円)(365万円)(406万円)(432万円)(508万円)(612万円)

- 年金等
- 医療サービス
- 教育サービス
- 介護サービス
- 消費税
- 保育サービス
- 所得税・住民税
- 健保保険料

(備考) 1. 総収入は、給与収入のほか、年金収入、事業収入、不動産収入等を含む。年金等は、公的年金のほか、児童手当や生活保護を含む。
 2. 国民年金保険および国民健康保険における低所得者等に対する軽減措置を織り込んでいないことに留意が必要。
 3. 保有資産は、金融資産(貯蓄)から借入金等(住宅ローンを除く)を控除したネットベース。

187

世帯類型別の受益と負担について

1. 世帯属性の特定

総務省「平成21年度全国消費実態調査」により、世帯主年齢階級ごとに多い世帯類型について、世帯主・世帯員年齢、世帯主・世帯年収・年金収入等の世帯属性に関する平均額を計算。

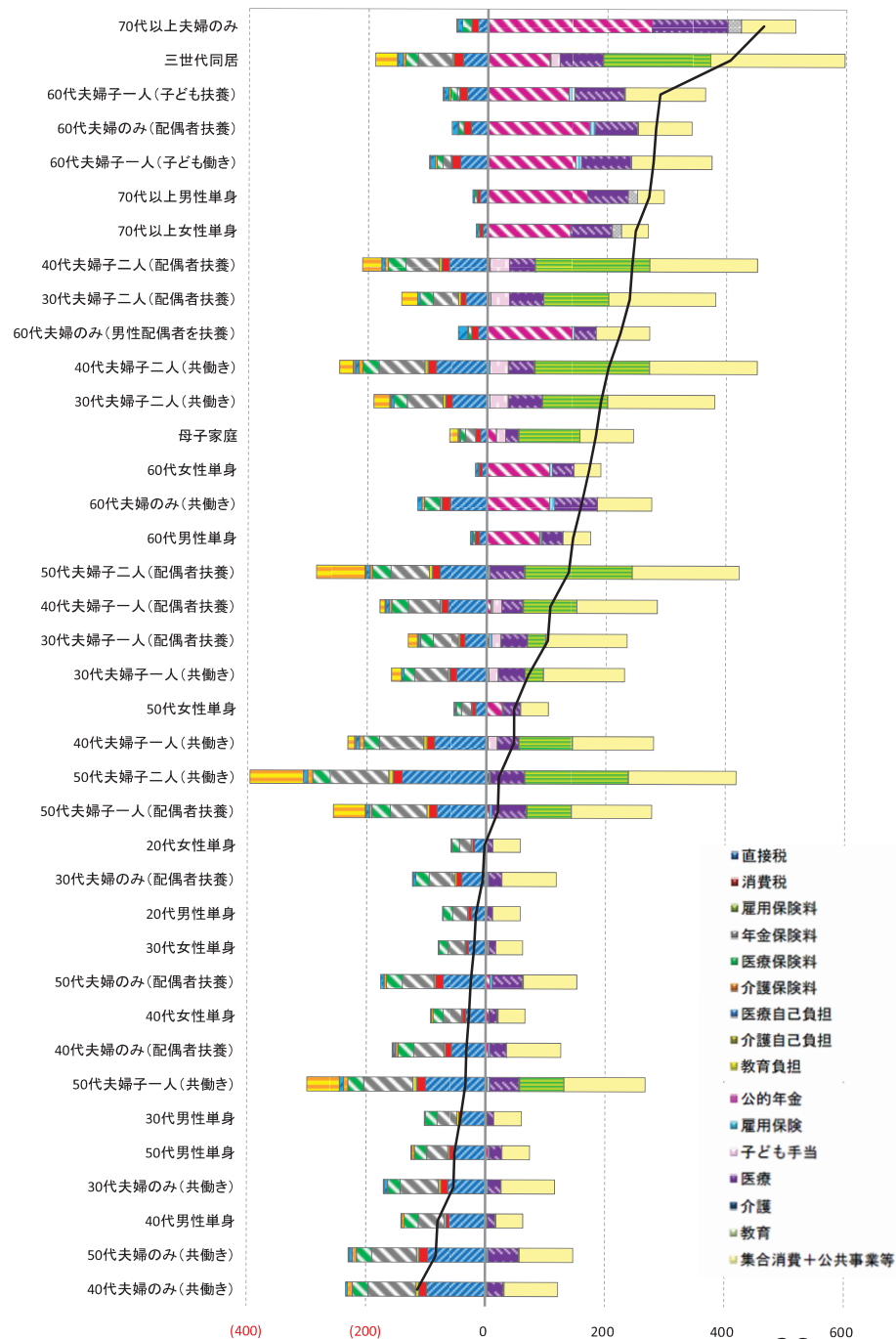
2. 負担の計算

- ・所得税、住民税：世帯・世帯主年収、家族属性から得られる税額を計算
- ・消費税：「平成21年度全国消費実態調査」により、各世帯類型の平均消費支出額を算出し、5%の税率を掛け合わせて算出
- ・保険料：年収の一定割合
- ・自己負担：「平成21年度全国消費実態調査」により、各世帯類型の平均医療・介護支出を計算。教育については、文部科学省（「平成20年度子どもの学習費」から教育負担額うち学校関係費に基づいて計算。）

※上記「負担」には、個別間接税等の間接税、相続税・固定資産税等の資産課税の負担、法人税等の事業課税、社会保険料の事業主負担にかかる帰着等については、含まれていない。

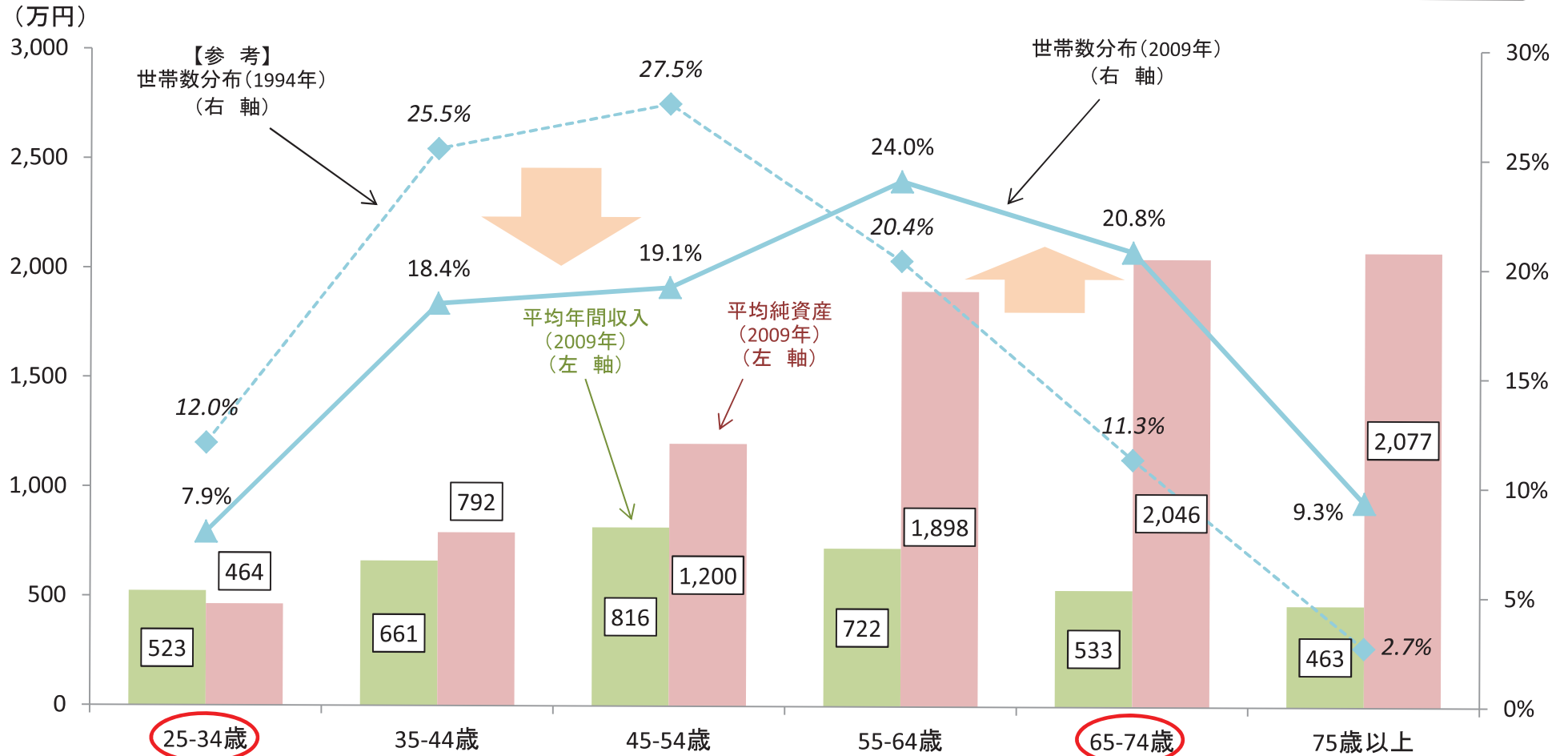
3. 受益の計算

- ・医療・介護・教育（現物）給付、雇用保険：「平成22年度厚生労働白書」に従って試算
- ・年金：「平成21年度全国消費実態調査」により、各世帯類型ごとの平均公的年金給付額を計算
- ・子ども手当：各世帯類型の属性から、15歳以下の子供の数に比例
- ・集合消費＋公共事業等：国民経済計算（平成21年度）より、一般政府の最終消費のうちの集合消費支出（現実最終消費）、総固定資本形成、資本移転（ただし、これらの教育を除く）の合計（58兆円）を平成22年度人口（1億2805万人）で除した額



年齢階級別 平均年間収入、平均純資産の比較(2009年)

- 若年世帯は収入、資産ともに少ない一方、高齢世帯は資産が多い。
- 高齢化が進み、資産を多く保有する高齢世帯の割合が増加。

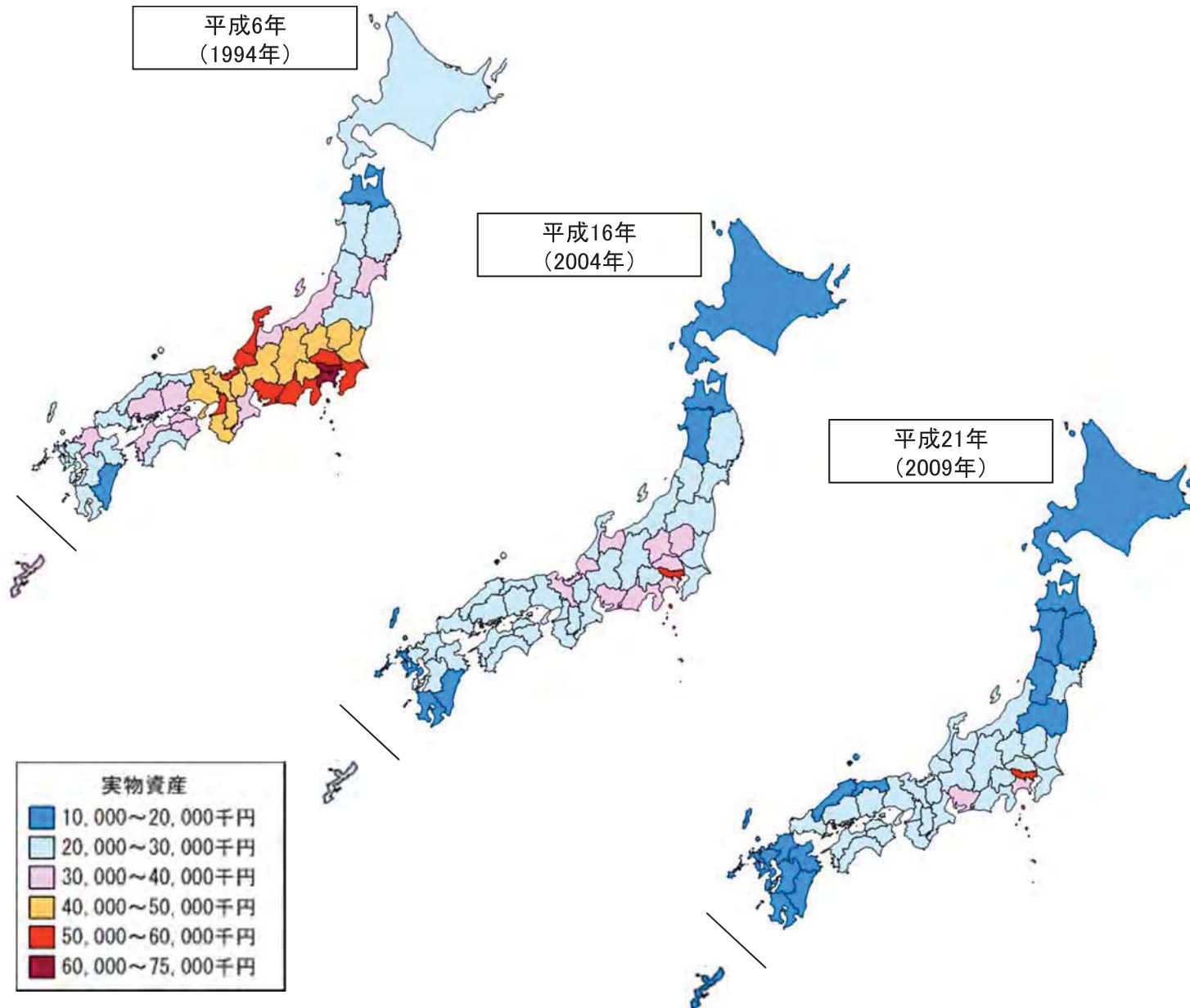


(出所)総務省統計局「全国消費実態調査」(二人以上の世帯)

(注)「純資産」は、貯蓄現在高から負債現在高(住宅・土地のための負債を除く)を控除したもの。

都道府県別の一世帯当たりの実物資産

税制調査会「経済社会の構造変化～家計、再分配の変化（地方）～」
平成27年7月31日



(単位:千円、%)

	6年	16年	21年	21年/6年 (増減率)
北海道	20,269	14,608	10,535	▲ 48.0
青森県	17,406	19,793	15,996	▲ 8.1
岩手県	27,922	22,982	17,093	▲ 38.8
宮城県	32,237	26,184	21,495	▲ 33.3
秋田県	21,792	19,293	15,716	▲ 27.9
山形県	27,871	27,435	17,624	▲ 36.8
福島県	28,358	22,311	18,829	▲ 33.6
茨城県	47,630	29,028	22,855	▲ 52.0
栃木県	47,436	31,610	29,493	▲ 37.8
群馬県	45,521	31,172	24,408	▲ 46.4
埼玉県	59,076	36,418	28,313	▲ 52.1
千葉県	51,775	26,426	27,313	▲ 47.2
東京都	71,838	51,511	50,314	▲ 30.0
神奈川県	66,346	36,451	38,161	▲ 42.5
新潟県	35,085	23,422	21,196	▲ 39.6
富山県	35,924	30,313	21,900	▲ 39.0
石川県	50,663	25,486	23,324	▲ 54.0
福井県	50,588	34,418	22,524	▲ 55.5
山梨県	49,811	23,329	24,287	▲ 51.2
長野県	41,151	28,143	24,306	▲ 40.9
岐阜県	44,501	29,442	22,298	▲ 49.9
静岡県	55,213	32,695	26,625	▲ 51.8
愛知県	56,929	38,296	32,541	▲ 42.8
三重県	35,448	27,567	22,762	▲ 35.8
滋賀県	46,638	27,508	26,123	▲ 44.0
京都府	44,637	34,048	24,536	▲ 45.0
大阪府	51,941	26,185	23,293	▲ 55.2
兵庫県	44,237	25,537	25,024	▲ 43.4
奈良県	47,293	23,444	24,216	▲ 48.8
和歌山県	42,319	23,090	21,394	▲ 49.4
鳥取県	27,807	23,099	17,244	▲ 38.0
島根県	22,583	21,422	18,081	▲ 19.9
岡山県	31,529	21,640	22,994	▲ 27.1
広島県	36,348	28,060	23,832	▲ 34.4
山口県	26,255	24,027	20,729	▲ 21.0
徳島県	35,474	28,846	24,255	▲ 31.6
香川県	39,650	26,433	22,882	▲ 42.3
愛媛県	31,622	24,512	20,626	▲ 34.8
高知県	26,979	25,265	20,073	▲ 25.6
福岡県	34,942	20,205	18,586	▲ 46.8
佐賀県	26,720	21,792	16,282	▲ 39.1
長崎県	21,023	17,283	13,980	▲ 33.5
熊本県	29,972	21,170	17,692	▲ 41.0
大分県	20,911	20,327	16,547	▲ 20.9
宮崎県	17,838	15,632	17,120	▲ 4.0
鹿児島県	21,401	19,799	14,575	▲ 31.9
沖縄県	39,679	20,248	19,204	▲ 51.6
全国	45,274	29,501	26,411	▲ 41.7

(備考) 「実物資産」とは、「住宅・宅地資産額」、「耐久消費財資産額」及び「ゴルフ会員権等の資産」の合計である。

(出所) 総務省「全国消費実態調査」(二人以上の世帯)より作成。

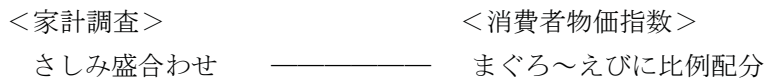
第28表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成28年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	25,120	37,110	47,320	57,520	67,720
住居関係費	45,890	50,570	46,160	41,760	37,360
被服・履物費	2,740	6,550	8,050	9,550	11,060
雑費Ⅰ	33,350	45,190	63,860	82,550	101,230
雑費Ⅱ	8,430	31,100	31,080	31,060	31,050
計	115,530	170,520	196,470	222,440	248,420

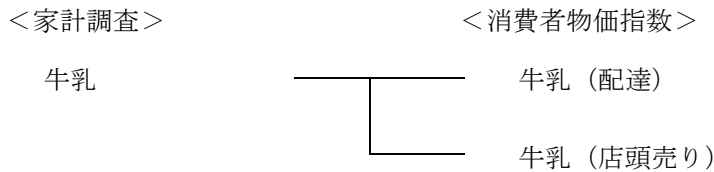
<参考> 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.475	0.606	0.736	0.867
住居関係費	1.029	0.940	0.850	0.761
被服・履物費	0.438	0.538	0.638	0.738
雑費Ⅰ	0.309	0.437	0.565	0.693
雑費Ⅱ	0.478	0.478	0.478	0.477

- ・家計調査品目を代表する指数品目が特定できない場合は、指数の該当する類の中の各品目に比例配分¹⁷する。

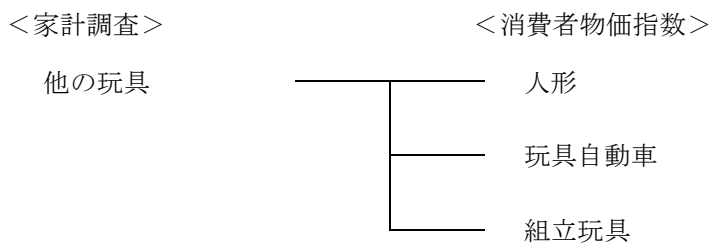


- ・家計調査品目に複数の指数品目に対応する場合は、家計調査の特別集計や全消などの他の統計から得られる支出金額の比により配分率を算出し、指数品目に配分する。

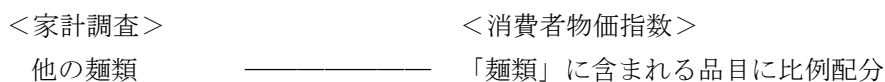


③ 家計調査の「他の〇〇」と称する品目については、次のように配分する。

- ・家計調査の「他の〇〇」と称する品目に、指数品目が複数含まれる場合には、家計調査の特別集計や全消などの他の統計から得られる支出金額の比により配分率を算出し、指数品目に配分する。



- ・家計調査の「他の〇〇」と称する品目に指数品目が含まれない場合には、指数の該当する類の中の各品目に比例配分する。



④ 「こづかい」、「つきあい費」などの配分については、**全消における「個人消費支出」**の結果を用いて配分率を算出し、指数品目に配分する。

また、国内パック旅行費については、各種統計資料などを用いて、宿泊料、交通費、食費などに分割し、それぞれ該当する類及び品目へ配分する。

イ 持家の帰属家賃ウエイトの算入

全消の「持家の帰属家賃」を基に算出した、家計調査市町村別の持家の帰属家賃

ウエイトを算入する。

詳しくは「Ⅲ 付3 持家の帰属家賃ウエイトの作成」参照。

¹⁷ 当該類内に含まれる指数品目へすでに配分された支出金額の大きさに比例して配分する。